

赤沢保育園運営規程

(施設の概要)

第1条 社会福祉法人守孤扶独幼稚児保護会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 赤沢保育園

(2) 所在地 新潟県新潟市中央区東湊町通り1ノ町2547番地

(施設の目的)

第2条 赤沢保育園（以下「本園」という。）は、保育を必要とする乳幼児を受け入れ、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児の保育事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本園は、入園する乳幼児（以下、「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。

2 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うものとする。

3 本園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、園児の保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援等を行うよう努める。

4 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(特定教育・保育の内容)

第4条 本園は、児童福祉法子、ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）及び保育課程に沿って、園児の心身の状況等に応じて、園児の発達に必要な保育を行う。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、新潟市児童福祉施設の整備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第77号。以下「条例」という。）第46条で定める配置基準以上とする。なお、員数は入園人数により変動することがある。

(1) 施設長（園長） 1人

施設長（園長）は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士 1人

主任保育士は、施設長（園長）を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育士 15人

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 調理員 2人（常勤2人）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(5) 嘱託医 1人（非常勤1人）

嘱託医は、本園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談、指導を行う。

(6) 嘱託歯科医 1人(非常勤1人)

嘱託歯科医は、本園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期歯科健診、職員及び保護者への相談、指導を行う。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 本園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 本園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 年始休日(1月2日及び1月3日)

(3) 年末休日(12月29日から12月31日)

3 本園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)

午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)

午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

2 本園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日～金曜日 午前7時30分から午後7時00分まで。

(2) 土曜日 午前7時45分から午後5時00分まで。

3 本園は、園児が、やむを得ない事情より、保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)(午後6時31分～午後7時まで)及び保育短時間認定に係る保育時間(8時間)(午前7時30分～午前8時29分、午後4時31分～午後7時まで)に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育を行う。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 保護者は、保護者の居住する市町村が定める利用料をその居住する市町村に支払うものとする。

2 第1項に定めるほか、本園の保育の提供における便宜に要する費用については保護者より実費の負担を受けるものとする。

(1) 遠足に係る費用(バス代) 実費

(2) その他、保育において通常必要とされ、保護者負担が適当と認められるもの

3 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として実費の負担を受けるものとする。

(利用定員)

第9条 本園の利用定員は、次のとおりとする。

2号認定子ども 41人

3号認定子ども 39人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 本園は、市が行った利用調整により、本園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、園児の保護者とその内容を確認する。

3 本園の園児が次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了する

ものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44条）第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
- (3) 保護者から本園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第11条 本園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第12条 本園は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を決め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置）

第13条 本園は、園児に対する虐待を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止に必要な措置
- 2 本園は、保育を行う中で、本園の職員又は保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、速やかに区健康福祉課・児童相談所等適切な関係機関に通告する。

（秘密保持）

- 第14条 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 本園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により園児の保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

（苦情解決）

- 第15条 本園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 苦情を受付けた場合には、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

附則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。